

太田市市長	穂積昌信	様
太田市議会議長	星野一広	様
太田市教育委員会教育長	江原孝育	様
太田市農業委員会会長	長島佳男	様
太田市選挙管理委員会委員長	相澤一彦	様
太田市公平委員会委員長	山岸栄子	様
太田市固定資産評価審査委員会委員長	大島孝之	様

太田市監査委員 長瀬裕一
太田市監査委員 矢部伸幸

行政監査結果報告書

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、「随意契約」をテーマとして行政監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の結果

地方自治体が締結する契約においては、「3 監査の目的」で触れるように随意契約はあくまでも例外であるが、実態としては全庁的に多くの案件が随意契約にて行われていることが改めて確認された。その執行状況に関する集計及び分析結果については「資料編」のとおりであるが、多くの案件は法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努めている一方で、軽微な誤りだけでなく、事務改善事項相当の不適切な事務処理も見られたことから、法令や太田市契約規則等が規定する随意契約の運用に関する厳格性及び限定性が全庁的に正しく理解されていないと感じた。公金の取扱いや用途に向けられた市民の目、思いを常に考えているか、事業執行のプロセスにおいて重要な工程である契約及び財務事務を軽んじていないかを改めて問わざるを得ない。

なお、本監査は、各行政機関の今後の適正な契約事務の執行に資するため実施したもので、結果が生かされてこそ意味をなすものとなることを承知願いたい。

また、今回の行政監査を通して見られた具体的な不適切事例については以下に示すが、それぞれの組織の長においては、これらを参考に自らの組織の事務の実態を確認のうえ、職員に対し関係規定及び事務処理方法の再確認を指示し、再発防止や予防について徹底を図らねばならない。

①事務改善事項※1 相当事例

- ・ 予定価格が10万円を超える案件について、指名業者数を2者以上とすべきところ、特段の理由が無く1者から見積書を徴する「特命随意契約」（以下「1者随契」という。）を行っているものが見られた。【教育委員会（教育部）】
- ・ 随意契約適用条文第3号（福祉団体等との特定見積審査契約）該当の案件について、市HPで公表していないものが見られた。【福祉こども部】

②事務連絡事項※2 相当事例

- ・ 随意契約適用条文第2号該当の案件について、随意契約理由が記載されていないものが見られた。【秘書室、企画部、総務部、市民生活部、地域振興部、文化スポーツ部、福祉こども部、健康医療部、産業環境部、農政部、都市政策部、行政事業部、

教育委員会（教育部）、消防本部、選挙管理委員会事務局】

- ・業者選定について、入札参加資格者名簿、小規模契約希望者名簿及び限定登録業者名簿に登録のない業者を選定しているものが見られた。【農政部】
- ・予定価格が10万円を超える案件について、1者の参考見積により設計金額としているものが見られた。【秘書室、企画部、市民生活部、地域振興部、福祉こども部、産業環境部、農政部、行政事業部、教育委員会（教育部）、消防本部】

- ※1 ①法律、条例等に違反があり、改善が必要なもの、②事務処理上の誤りで、適正に処理がされておらず、水平展開が必要なものなど。
- ※2 ①事務処理上の単純な誤り等、軽易なもの、②事務処理上の誤りで、適正処理されていないもの、事業運営上において影響が少ないものなど。

2 監査の基準と種類

基準：太田市監査基準 種類：行政監査

3 監査の目的

地方公共団体における契約の締結は、地方自治法により一般競争入札を原則とし、随意契約等のその他の方法については、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」とされ、例外的に認められているものである。一般的に随意契約は、一般競争入札や指名競争入札に比べ事務手続きが簡略であるなどの利点がある一方で、その運用を誤ると契約の相手の固定化や一部の者に偏重するなど恣意的な業者選定に繋がるおそれもあることから、法令等の厳格な運用が求められている。

また、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第94号）の施行と、それに伴う太田市契約規則の改正により、令和7年4月1日から随意契約の限度額が引き上げられ適用範囲が拡大されたことから、担当課による随意契約での発注案件が、今後、より一層増加することが見込まれる状況である。

以上のことから、行政監査として、各所属における随意契約の執行状況を改めて確認することにより、今後の適正な契約事務の執行に資することを目的とした。

4 監査の対象及び範囲

令和6年度中に各所属で発注した（契約締結した）随意契約案件のうち、次に該当するもの。

(1) 対象とする部局

全所属

(2) 対象とする契約の範囲

全ての予算科目の案件、全ての随意契約適用号数（1～9号）の案件で、10万円を超えるもの。ただし、印刷製本費のみ5万円を超えるものから対象とした。

なお、上記に該当する案件であっても契約検査課で所管する案件は対象外とした。

5 監査の着眼点

- (1) 随意契約事務は、法令や太田市契約規則等に従って適正に行われているか。
- (2) 予定価格（税込み。以下同様）は適正に定められているか。
- (3) 1者随契の場合、業者選定理由が適切な理由となっているか。
- (4) 1者随契により同一の相手方との契約が長期間継続している場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。
- (5) 公表の手続きが必要な案件では、契約の内容が適切に公表されているか。

6 監査の実施方法

(1) 監査の方法

随意契約案件調査票（「資料編」に添付）を送付し回答を求めた。また、必要に応じて関係職員に内容聴取を行った。

(2) 監査の期間

令和7年10月2日から令和8年2月10日まで

7 意見

最後に、今後の随意契約事務において改善及び検討が望まれる事項について、次のとおり包括的な意見を述べる。

(1) 随意契約における公平性、透明性及び経済性の確保について

今回の行政監査において、実態としては1者随契の要件を満たしているものの、その随意契約理由について、「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」、「当該業務に精通していること」、「過去に同種の業務を受注した実績があること」等を理由とし、客観性や妥当性に欠ける案件が多数見受けられた。これらは市民や業者などの第三者（以下「第三者」という。）への説明責任を十分に果たしておらず、安易な1者随契の適用や恣意的な運用を疑われかねないものである。そのような疑念を持たれぬよう、随意契約については、常に第三者へ説明可能かどうかを念頭に置きながら、李下に冠を正さずという気持ちで業務に取り組む姿勢が求められる。

また、予定価格が10万円を超え、同一の相手方と1者随契により契約を継続的に締結し、かつ1者からの参考見積書により予定価格を設定しているものも多数確認された。これらは業務の特殊性等により、特定の1者に相手方が限定される相当の理由があるものが多数含まれていることも理解できる。しかしながら、こうした案件においても時間の経過とともに他の業者が受注可能となっていないか、積算根拠が不明瞭なものとなっていないかなど、その業務の更新の都度、公平性及び経済性を客観的及び総合的に判断していくことが必要である。

以上のことから、業務の実施に当たってはその内容を改めて精査し、真に1者随契の要件を満たすものなのかを検討のうえ、要件を満たすものであった場合においても、第三者に対して妥当性を持った説明ができるよう、随意契約理由の根拠やその理由に至った経緯等を具体的に記すとともに、1者からの参考見積書により予定価格を設定する場合には、相手の参考見積額を安易にそのまま採用することなく、他の自治体や民間での取引事例など、多角的に情報を収集したうえで積算することにより、公平性、透明性及び経済性の確保に努められたい。

(2) 随意契約ガイドライン及び契約事務の手引きの周知徹底について

契約事務を執り行う担当者（以下「担当者」という。）だけでなく、全ての職員が随意契約は地方自治体の契約において例外的な手法であることを改めて認識し、発注の際には常に随意契約の理由が法令に適合するものであるかを検討する姿勢を堅持し続けることが必要である。

本市では、契約事務を主担する契約検査課において、随意契約における公正性、透明性、経済性及び適正履行の確保を図るために「随意契約ガイドライン」を策定し、個々の契約ごとにその内容を客観的・総合的に見て妥当かどうかを判断するための標準的な解釈・指針を示すとともに、契約事務全般についても「契約事務の手引き」を策定しているが、今回の行政監査を通じて、契約事務全般や契約事務の手引きについての理解が困難であるという担当者からの意見が数多く寄せられた。

契約検査課においては、「随意契約ガイドライン」及び「契約事務の手引き」がより活用しやすくなるような工夫を行うことはもちろん、各所属からの契約に関する相談等に対して丁寧な対応に努めるとともに、全ての職員に対して各階層に応じた研修や説明会を実施するなど、具体的で積極的な取組みを推進されたい。

(3) 随意契約の発注に伴う事務の適正化の取組みについて

随意契約の発注に関しては、各部局の定期監査において、実施伺い附表や発注伺い書における記載誤りや押印漏れなど、確認不足が要因と思われる誤りが散見される状況である。

令和7年4月1日の太田市契約規則の改正により、今後、担当課による随意契約での発注案件の増加が見込まれることもあり、より適正な契約事務の執行が求められることとなる。

よって、契約業務は各所属全体としての業務であるという認識のもと、さらなる事務の適正化を図るため、担当者のみならず管理職員においても、発注内容について厳格な審査を実施するとともに、課内でのチェック体制の強化に努められたい。

資 料 編

- 随意契約の執行状況の集計及び分析結果
- 地方自治法（抜粋）
- 地方自治法施行令（抜粋）
- 太田市契約規則（抜粋）
- 太田市特定見積審査契約の公表に関する要領
- 太田市随意契約ガイドライン（抜粋）
- 限定登録業者名簿運用基準
- R7 行政監査（随意契約について）に伴う調査表
- R7 行政監査（随意契約について）に伴う調査表調査結果（グラフ）
- R7 行政監査（随意契約について）に伴う調査表 Q6 アンケート回答結果一覧
- 随意契約案件調査票

○随意契約の執行状況の集計及び分析結果

(1) 随意契約について

随意契約とは、競争入札によらないで契約締結する方法であり、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号に該当する理由がある場合に限り、随意契約とすることができることとされている。第1号から第9号の具体的な内容は、次の表1のとおりである。

表 1 随意契約適用号数（随意契約理由）ごとの内容

区分	内容
第1号	売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格が太田市契約規則第15条で定めた額※を超えない場合
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合
第3号	法令に基づく福祉関係施設等から物品等を購入する又は役務の提供を受ける場合
第4号	ベンチャー企業の新商品等を購入する・借入する又は新役務の提供を受ける場合
第5号	緊急の事態により競争入札に付すことができない場合
第6号	競争入札に付することが不利と認められる場合
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
第9号	落札者が契約を締結しない場合

※太田市契約規則第15条で定める額については、以下のとおりである。

- | | |
|------------------|------------|
| ① 工事又は製造の請負 | 1,300,000円 |
| ② 財産の買入れ | 800,000円 |
| ③ 物件の借入れ | 400,000円 |
| ④ 財産の売払い | 300,000円 |
| ⑤ 物件の貸付け | 300,000円 |
| ⑥ 前各号に掲げるもの以外のもの | 500,000円 |

このうち第1号は地方自治体の規則で限度額を定め、その範囲内の案件については、事務の簡略化を図ることを目的とするもの（以下「少額随契」という。）である。ただし、太田市契約規則第17条では、『随意契約によろうとするときはなるべく2人以上の者から見積書を取ることに』と規定しており、原則として少額随契であっても競争性を確保することにより、適正な価格で契約締結することとしている。

また、第2号から第9号に該当する場合は、いずれも2者以上から見積書を徴取することができないもので、特定の相手方として1者を選定するもの（1者随契）である。

なお、第1号に関して、太田市契約規則第15条で定める額については、令和7年4月1日の規則改正に伴い現時点では以下の金額となっているが、本行政監査に関しては令和6年度中に発注した（契約締結した）随意契約案件を対象としていることから、改正前の金額が限度額となる。

太田市契約規則第15条で定める額【令和7年4月1日改正後】

- ①工事又は製造の請負 2,000,000円
- ②財産の買入れ 1,500,000円
- ③物件の借入れ 800,000円
- ④財産の売払い 500,000円
- ⑤物件の貸付け 300,000円
- ⑥前各号に掲げるもの以外のもの 1,000,000円

(2) 随意契約案件数等

部局別の課数及び随意契約案件数等は、次の表2のとおりである。

表2 部局別の課数及び随意契約案件数等

部（局）等	課数（A）	該当課数（B）	件数（C）	内第2号該当案件数※1（D）	B/A	D/C
秘書室	1	1	13	8	100.0%	61.5%
企画部	8	8	105	92	100.0%	87.6%
総務部	8	8	122	95	100.0%	77.9%
市民生活部	3	3	65	54	100.0%	83.1%
地域振興部	15	15	140	45	100.0%	32.1%
文化スポーツ部	9	7	225	186	77.8%	82.7%
福祉こども部	7	6	188	115	85.7%	61.2%
健康医療部	4	4	155	126	100.0%	81.3%
産業環境部	5	5	108	54	100.0%	50.0%
農政部	2	2	132	35	100.0%	26.5%
都市政策部	8	8	536	256	100.0%	47.8%
行政事業部	3	1	72	11	33.3%	15.3%
会計管理者	1	1	1	1	100.0%	100.0%
消防本部	9	5	113	58	55.6%	51.3%
教育委員会（教育部）※2	47	47	837	249	100.0%	29.7%
議会事務局	1	1	7	7	100.0%	100.0%
行政委員会	4	2	32	32	50.0%	100.0%
合計	135	124	2,851	1,424	91.9%	49.9%

※1 第2号及び第1号のうち第2号を併合適用するものの合計件数。

※2 小中学校及び義務教育学校を含む。（各学校はそれぞれ1課扱いとする。）

全体件数 2,851 件の契約金額は、合計で 9,021,284,072 円となっており、随意契約全体の総額は市全体の歳出においても大きな金額を占めていることがうかがえた。

また、随意契約全体の件数では教育委員会（教育部）（837 件）及び都市政策部（536 件）での件数が多く、競争入札に適しないことを理由とする第 2 号及び少額随契を理由とする第 1 号のうち第 2 号を併合適用するもの（以下「2 号該当案件」という。）についても、これら 2 つの部での件数が多い状況がうかがえた。

なお、全体件数 2,851 件のうちの 2 号該当案件の比率は 49.9%（1,424 件）であり、約半数となっている。全体件数の多かった教育委員会（教育部）及び都市政策部については、2 号該当案件数も他と比べて多い傾向にあったが、全体件数のうちの 2 号該当案件の比率は教育委員会（教育部）が 29.7%、都市政策部が 47.8%と他と比較して突出して高いわけではないことがうかがえた。

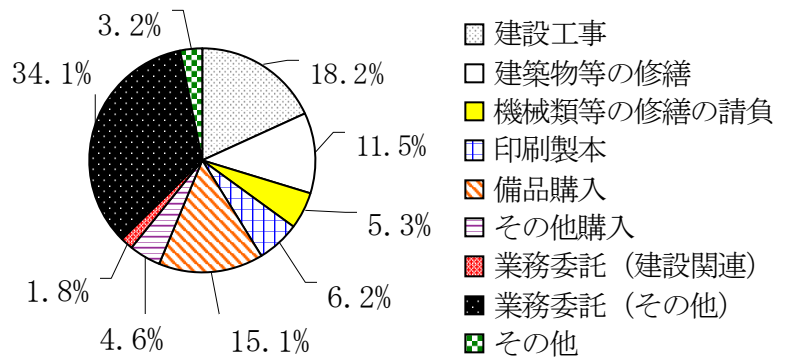
(3) 契約の種類別の内訳

全体件数 2,851 件を契約の種類別に見た内訳は、次の表 3 のとおりである。

表 3 契約の種類別の内訳

契約の種類	件数
建設工事	518
建築物等の修繕	329
機械類等の修繕の請負	151
印刷製本	176
備品購入	431
その他購入	130
業務委託（建設関連）※1	52
業務委託（その他）※2	973
その他	91
合計	2,851

表 3 構成比



※1 工事に係わるもの…設計、測量、建設・補償コンサルタント、地質調査、造園関連委託（樹木管理・樹木剪定・草刈等）等工事に係わる業務委託

※2 上記以外のもの…上記以外の管理（清掃・警備・保守）、修繕、電算、調査等の業務委託

他と比較して、業務委託（その他）（34.1%）、建設工事（18.2%）及び備品購入（15.1%）の比率が高いことがうかがえた。

なお、その他は賃貸借契約やサービス利用契約、保険契約等である。

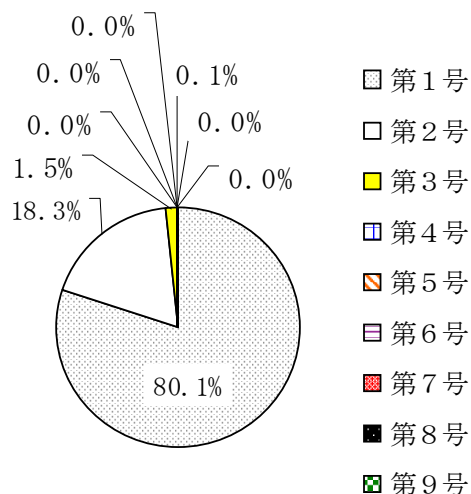
(4) 随意契約理由別の内訳

全体件数 2,851 件を随意契約理由別に見た内訳は、次の表 4 のとおりである。

表4 随意契約理由別の内訳

区分	内容	件数
第1号	売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格が太田市契約規則第15条で定めた額を超えない場合	2,282
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合	522
第3号	法令に基づく福祉関係施設等から物品等を購入する又は役務の提供を受ける場合	43
第4号	ベンチャー企業の新商品等を購入する・借入する又は新役務の提供を受ける場合	0
第5号	緊急の事態により競争入札に付することができない場合	0
第6号	競争入札に付することが不利と認められる場合	1
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合	3
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合	0
第9号	落札者が契約を締結しない場合	0
合計		2,851

表4 構成比



全体件数 2,851 件のうち、第1号 (2,282 件) 及び第2号 (522 件) が大多数を占めており、随意契約の多くは少額随契である第1号 (80.1%) であることが分かる。

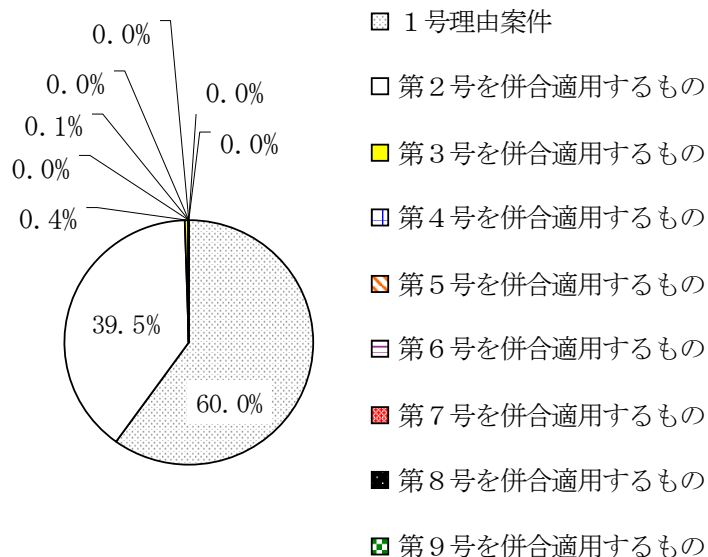
また、第3号については、太田市特定見積審査契約の公表に関する要領第2条において、その適用のためには予め契約検査課窓口もしくは市HP上にてその情報を公表する必要があると規定されているが、第3号該当案件 43 件のうちの1件については、本来必要である公表がされていなかった案件であり、不適切な事務処理が行われていたものである。

なお、第1号はその性質上、他の随意契約理由を併合適用するものも含まれる。他の随意契約理由を併合適用しない純粋に少額随契のみを理由とするもの (以下「1号理由案件」という。) と、他の随意契約理由を併合適用するものをより詳しく分類した内訳は、次の表5のとおりである。

表5 第1号の併合適用の内訳

区分	件数
1号理由案件	1,368
第2号を併合適用するもの	902
第3号を併合適用するもの	10
第4号を併合適用するもの	0
第5号を併合適用するもの	2
第6号を併合適用するもの	0
第7号を併合適用するもの	0
第8号を併合適用するもの	0
第9号を併合適用するもの	0
合計	2,282

表5 構成比



第1号件数2,282件のうち、1号理由案件は1,368件(60.0%)で、他の随意契約理由を併合適用するものは914件(40.0%)であった。

併合適用するもの914件のうち、第2号を併合適用するものが902件(39.5%)であり、併合適用するものはほぼ第2号であることがうかがえた。

また、先述したとおり、全体件数2,851件のうちの2号該当案件の比率は49.9%(1,424件)と約半数となっており、1号理由案件1,368件(47.9%)と並び最も比率の高い随意契約理由である。

なお、他の随意契約理由を併合適用する第1号914件と、第2号から第9号までの合計569件を合わせた1,483件が1者随契となる。

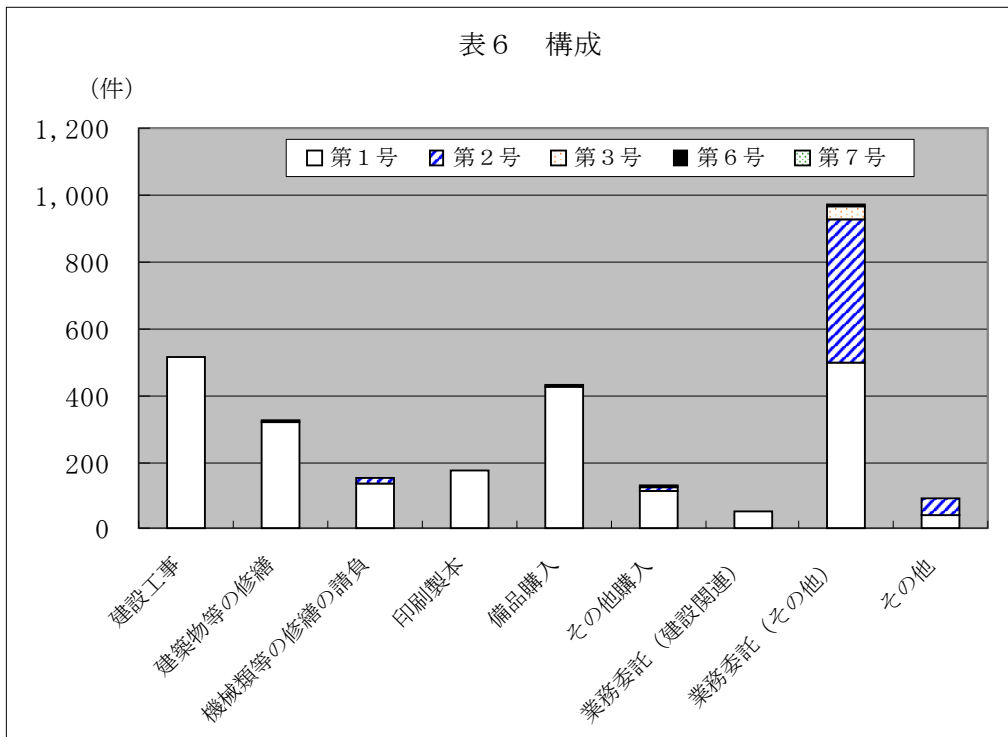
(5) 随意契約理由の内訳【契約の種類別】

契約の種類別の随意契約理由(随意契約適用号数)の内訳は次の表6のとおりである。

表6 随意契約理由別の内訳【契約の種類別】 (単位:件)

契約の種類	第1号	第2号	第3号	第6号	第7号	計
建設工事	518	0	0	0	0	518
建築物等の修繕	320	9	0	0	0	329
機械類等の修繕の請負	136	15	0	0	0	151
印刷製本	173	3	0	0	0	176
備品購入	425	6	0	0	0	431
その他購入	116	10	4	0	0	130
業務委託(建設関連)	51	1	0	0	0	52
業務委託(その他)	500	431	39	0	3	973
その他	43	47	0	1	0	91
計	2,282	522	43	1	3	2,851

※件数が0の第4号、第5号、第8号、第9号は表中から省略した。



第2号の比率について、他と比較してその他（51.6%）及び業務委託（その他）（44.3%）において、高いことがうかがえた。

(6) 見積徴取者数の内訳

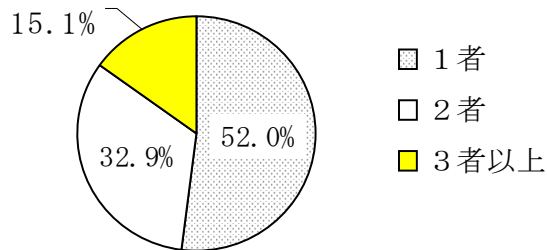
太田市契約規則第17条において、随意契約をしようとするときは、①予定価格が10万円以下であるとき、②定期刊行物、継続的購読に係る新聞等を購入するとき、③非常災害時において、物品の購入に緊急を要するとき、④前3号に掲げる場合のほか、契約の性質、目的等により、2人以上の者から見積書を徴取する必要がないと市長が認めたときを除き、原則2人以上の者から見積書を徴さなければならないと規定されている。

全体での見積徴取者数の内訳は次の表7のとおりである。

表7 見積徴取者数の内訳

見積徴取者数	件数
1者	1,483
2者	938
3者以上	430
合計	2,851

表7 構成比



見積徴取者数が1者だった1,483件のうちの2件は、1号理由案件でかつ上記①～④に該当しないことから、本来ならば2者以上の者から見積を徴取すべきであった案件であり、不適切な事務処理が行われていたものである。

(7) 見積徴取者の名簿登録状況

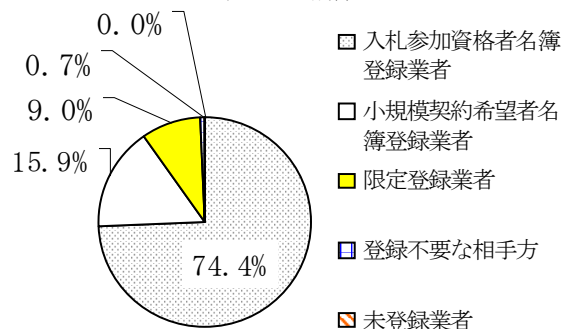
本市では工事・業務委託・物品調達等の発注は、原則として入札参加資格者名簿又は小規模契約希望者名簿に掲載されている者に発注することとされている。また、事務の性質上やむを得ずして、競争性がなく、かつ、これらの名簿に未掲載の業者を選定せざるを得ない場合は、限定登録業者名簿に登録されたものの選定が認められている。

全体件数2,851件の見積徴取者の登録名簿別に見た内訳は、次の表8のとおりである。

表8 見積徴取者の登録名簿別の内訳

区分	件数
入札参加資格者名簿登録業者	2,119
小規模契約希望者名簿登録業者	454
限定登録業者	258
登録不要な相手方	19
未登録業者	1
合計	2,851

表8 構成比



登録不要な相手方は地域の団体及び市関連団体等である。

なお、未登録業者を選定していた1案件は、本来ならば相手方の限定登録後に選定すべきものであり、不適切な事務処理が行われていたものであったが、令和7年度については、同相手方が限定登録業者名簿に登録されていることが確認された。

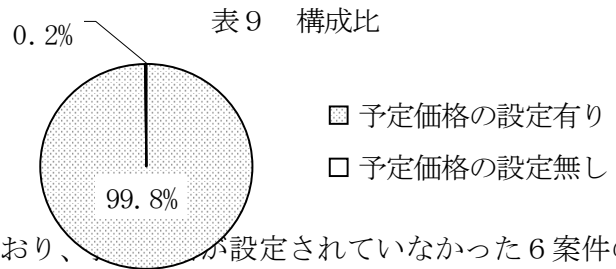
(8) 予定価格の設定の有無

太田市契約規則第16条において、随意契約をしようとするときは、予め予定価格を定めるものと規定されている。

契約規則全体件数 2,851 件の予定価格の設定の有無の状況は、次の表9のとおりである。

表9 予定価格の設定の有無

区分	件数
予定価格の設定有り	2,845
予定価格の設定無し	6
合計	2,851



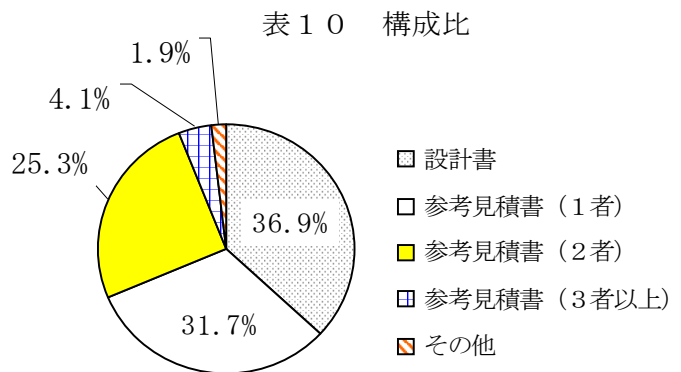
ほとんどの案件では予定価格が設定されており、設定されていなかった6案件のうちの4案件は予定価格の設定が困難な特殊な案件、残りの2案件は総額を決定しない単価契約案件である。

(9) 予定価格の決定方法

(8)で予定価格が設定されていた2,845件の予定価格の決定方法の内訳については、次の表10のとおりである。

表10 予定価格の決定方法の内訳

区分	件数
設計書	1,050
参考見積書(1者)	903
参考見積書(2者)	721
参考見積書(3者以上)	118
その他	53
合計	2,845



参考見積書による予定価格の設定について、本市では予定価格が10万円以下の場合又は1者随契によるものを除き、複数者(2~3者)から徴取することとされている。

また、その他は全国统一価格(書籍等)や国の基準によるもの等である。

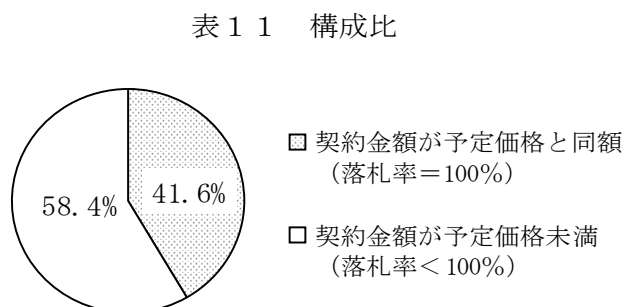
なお、予定価格を1者からの参考見積書のみで設定していた903件のうち、予定価格が10万円を超え、かつ見積合せにより2者以上を指名していた案件が38件あったが、これらは本来であれば2者以上から参考見積書を徴取したうえで予定価格を設定すべき案件であり、不適切な事務処理が行われていたものである。

(10) 予定価格と落札率の関連性

(8)で予定価格が設定されていた2,845件の予定価格と落札率の関連性については、次の表11のとおりである。

表11 予定価格と落札率の関連性

区分	件数
契約金額が予定価格と同額(落札率=100%)	1,183
契約金額が予定価格未満(落札率<100%)	1,662
合計	2,845



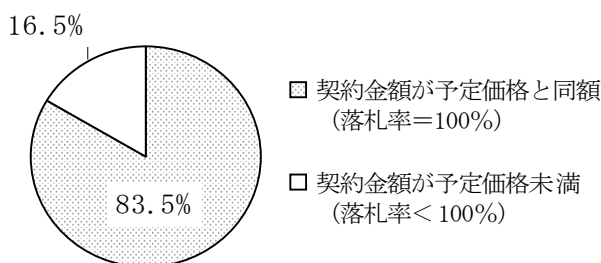
落札率 100%の案件が 1,183 件 (41.6%)、落札率が 100%でない案件が 1,662 件 (58.4%) となっており、落札率が 100%でない案件の方が比率が高いことがうかがえた。

さらに、予定価格を 1 者からの参考見積書のみで設定していた 903 件についての予定価格と落札率の関連性は、表 1 2 のとおりである。

表 1 2 予定価格と落札率の関連性【1 者参考見積】

区分	件数
契約金額が予定価格と同額 (落札率=100%)	754
契約金額が予定価格未満 (落札率<100%)	149
合計	903

表 1 2 構成比



その性質上、当然ではあるが他の案件と比較して落札率 100%の案件の比率が高いことがうかがえた。

(11) 契約案件の継続状況

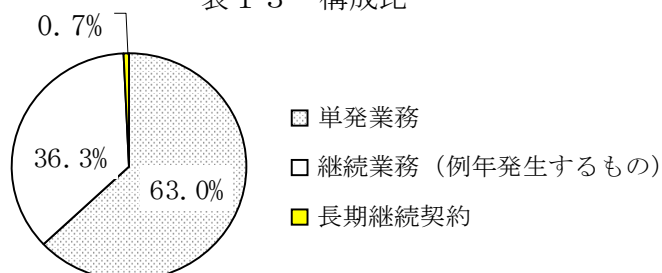
全体件数 2,851 件の契約の継続状況※については、次の表 1 3 のとおりである。

※長期継続契約か単年度案件か。また、単年度案件の場合は単発業務か、例年発生する業務(継続業務)かどうか。

表 1 3 契約案件の継続状況

区分	件数
単発業務	1,796
継続業務 (例年発生するもの)	1,034
長期継続契約	21
合計	2,851

表 1 3 構成比



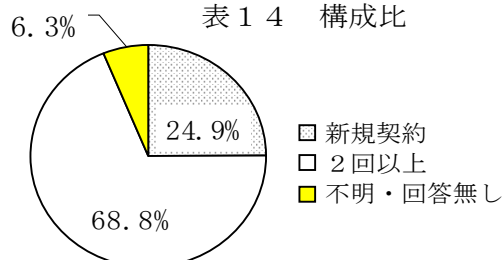
継続業務 (1,034 件) と長期継続契約 (21 件) を合わせた 1,055 件の比率は 37.0% で 4 割弱のものが継続して発生するものであることがうかがえた。

また、1,055 件のうち、同じ相手方との契約の継続状況については、次の表 1 4 のとおりである。

表 1 4 同じ相手方との契約の継続状況

区分	件数
新規契約	263
2 回以上	726
不明・回答無し	66
合計	1,055

表 1 4 構成比

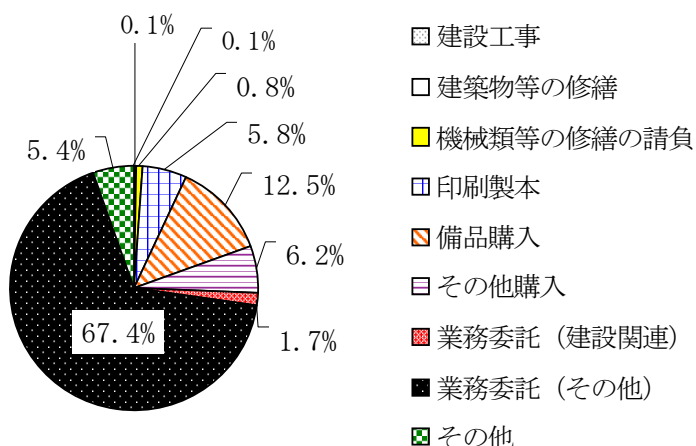


同じ相手方との契約が 2 回以上継続しているもの (以下「継続案件」という。) 726 件 (68.8%) について、契約の種類別の内訳は、次の表 1 5 のとおりである。

表 1 5 継続案件の内訳【契約の種類別】

区分	件数
建設工事	1
建築物等の修繕	1
機械類等の修繕の請負	6
印刷製本	42
備品購入	91
その他購入	45
業務委託（建設関連）	12
業務委託（その他）	489
その他	39
合計	726

表 1 5 構成比



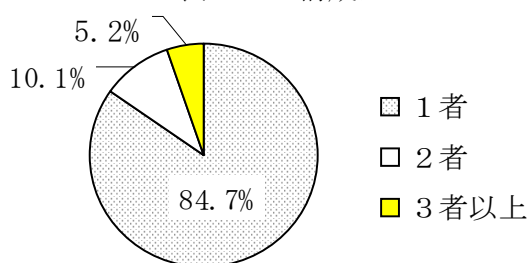
他と比較して、業務委託（その他）の比率が高いことがうかがえた。

また、継続案件 726 件について、見積徴取者数別の内訳は、次の表 1 6 のとおりである。

表 1 6 継続案件の内訳【見積徴取者数別】

見積徴取者数	件数
1 者	615
2 者	73
3 者以上	38
合計	726

表 1 6 構成比



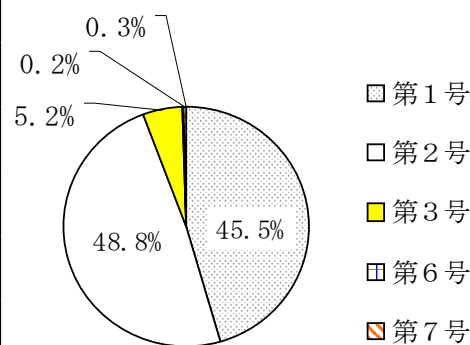
615 件（84.7%）と多くの案件が 1 者随契であることから、競争性が働きにくい状況であることがうかがえた。

さらに、この中の 1 者随契案件 615 件のうち、予定価格が 10 万円を超えるもの 578 件の随意契約理由別の内訳は、次の表 1 7 のとおりである。

表 1 7 1 者随契の継続案件の内訳【随意契約理由別】

区分	内容	件数
第1号	売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格が太田市契約規則第15条で定めた額を超えない場合	263
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合	282
第3号	法令に基づく福祉関係施設等から物品等を購入する又は役務の提供を受ける場合	30
第6号	競争入札に付することが不利と認められる場合	1
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合	2
合計		578

表 1 7 構成比



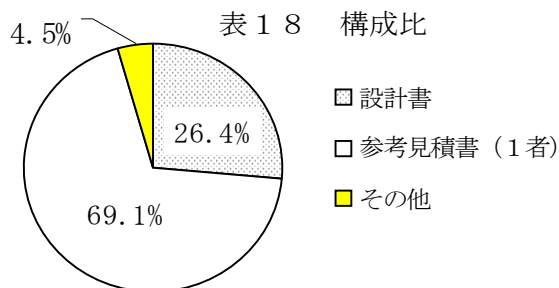
※件数が0の第4号、第5号、第8号、第9号は表中から省略した。

第1号を適用する263件については、第2号を併合適用するものが256件、第3号を併合適用するものが7件であったことから、継続案件かつ2号該当案件の合計件数は538件となる。また、これら538件の予定価格の決定方法の内訳については、次の表18のとおりである。

表 1 8 予定価格の決定方法の内訳【継続案件かつ2号該当案件】

区分	件数
設計書	142
参考見積書（1者）	372
その他	24
合計	538

表 1 8 構成比



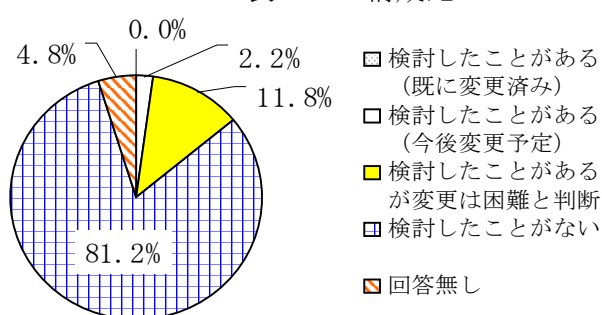
継続案件かつ2号該当案件538件のうちの372件（69.1%）は、1者からの参考見積書により予定価格を設定していることから、その予定価格の妥当性についても各所属での十分な検討が必要とされる案件だと思われる。

なお、372件のうち、複数者による見積合せや指名競争入札への変更を検討したことがあるかどうかの内訳については、次の表19のとおりである。

表 1 9 契約方法変更の検討の内訳

区分	件数
検討したことがある（既に変更済み）	0
検討したことがある（今後変更予定）	8
検討したことがあるが変更は困難と判断	44
検討したことがない	302
回答無し	18
合計	372

表 1 9 構成比



変更を検討したことがあるものは全体で52件（14.0%）であり、そのうち今後の変更を予定しているものが8件、変更は困難だと判断したものが44件であったが、これらは契約更新時に適切な検討が行われていたものだと考えられる一方で、検討したことがないものが302件、回答無しが18件あった。

複数年度同一の相手方との契約を継続することについては、随意契約理由によってはやむを得ない場合があることは理解できるが、安易に契約を繰り返すことは、他の業者の参入を阻害し、競争性に欠けることが懸念される。

また、当初は1者しか受注が不可能と思われた案件であっても、時間の経過によりその状況が変化する可能性もあることから、発注の際には前例ありきではなく常に最新の情報を確認しつつ検討を行うことが望ましい。

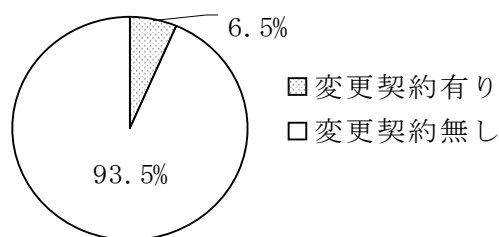
(12) 変更契約の状況

全体件数 2,851 件のうち、変更契約の状況については、次の表 20 のとおりである。

表 20 変更契約の状況

区分	件数
変更契約有り	184
変更契約無し	2,667
合計	2,851

表 20 構成比



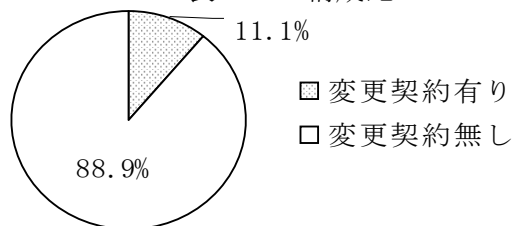
変更契約を行っているものは 184 件 (6.5%) であり、さほど比率は高くないことがうかがえた。

さらに、1者随契 1,483 件の変更契約の状況については、次の表 21 のとおりである。

表 21 変更契約の状況【1者随契】

区分	件数
変更契約有り	164
変更契約無し	1,319
合計	1,483

表 21 構成比



全体件数での変更契約比率 6.5%と比較すると、1者随契での変更契約比率は 11.1%と約 1.7 倍であり、変更契約の比率が高いことがうかがえた。

変更契約は、当該業務の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合を除いて行うことはできないとされているため、安易な変更契約が発生しないよう、当初の積算や見積もり、仕様や履行期限の決定については、十分な検討及び所属内での確認を行うことが望ましいといえる。

(13) 具体的な随意契約理由の妥当性について

1者随契は、過去には他自治体において法令違反により逮捕者も出ていることもあり、近年、全国的に注視されている状況にある。

また、随意契約理由についての開示請求も相当数あることや、全国的に1者随契の妥当性を争点とする住民監査請求が多数提出されていることなどからも、1者随契とする場合には、第三者への説明責任を十分に果たせる理由であることが求められる。

以上の点を鑑み、今回の行政監査では1者随契の具体的な随意契約理由が妥当かどうかを確認したが、特に1者随契 (1,483 件) の中でも大多数を占める 2号該当案件かつ予定価格が 10 万円を超えるもの (1,312 件) に重点を置き、その随意契約理由が具体的かつ、妥当なものであるかどうかを確認した。

なお、第1号については、随意契約理由を一律で「太田市契約規則第15条で定める額を超えないため。」とすることとされていることから、第2号の随意契約理由を併合適用する第1

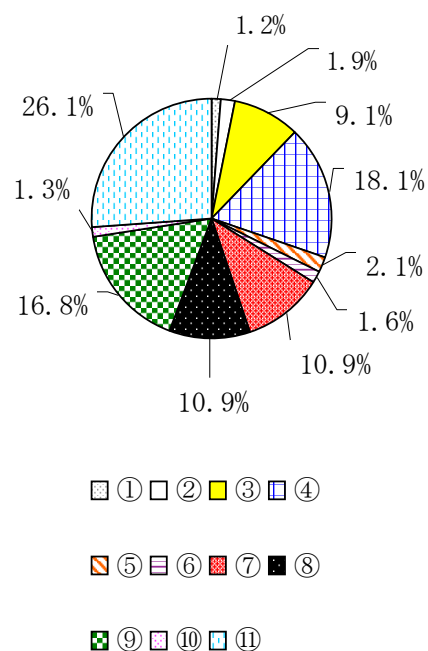
号については、随意契約理由の代わりに業者選定理由にてそれぞれの併合適用号数に沿った理由として適切かどうかを確認した。

予定価格が10万円を超える随意契約理由2号該当案件1,312件の具体的な随意契約理由の内訳については、次の表2-2のとおりである。

表2-2 具体的な随意契約理由別の内訳【2号該当案件】

区分	内容	件数
①	国、地方公共団体、その他公法人又は公益法人との契約であるため	16
②	法令等により契約の相手方が特定されているため	25
③	特殊な技術を要するために契約の相手方が特定されるため	119
④	契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるため	237
⑤	他の契約、協定、覚書等で予め相手方が定められているため	27
⑥	コンペ方式又はプロポーザル方式により契約の相手方を選定したため	21
⑦	契約の相手方は既存の〇〇設備と密接不可分な関係にあり、他者に施工させた場合、著しい支障が生じる恐れがあるため	143
⑧	契約の相手方は〇〇システムの開発業者であり、同システムの開発業者以外に委託した場合、著しい支障が生じる恐れがあるため	143
⑨	業務内容を熟知しており信頼度が高いため又は当該業務に精通しているため	221
⑩	過去に同種の業務を受注した実績があるため	17
⑪	その他	343
合計		1,312

表2-2 構成比



予定価格が10万円を超える随意契約理由2号該当案件1,312件を具体的な随意契約理由別に主だった11の区分に分類した結果、他と比較して、⑪その他343件(26.1%)、④契約の目的物が特定のものであるため237件(18.1%)⑨業務内容を熟知しているため221件(16.8%)の比率が高いことがうかがえた。

また、最も比率の高かった⑪その他343件は、具体的には、1号随契適用範囲内であるため本来であれば調査書へ業者選定理由を記載すべきところ、1号随契の統一した随意契約理由である「太田市契約規則第15条で定める額を超えないため。」を誤って記載したもの173件(50.4%)、全国统一価格(書籍等)であること75件(21.9%)、事業内容の趣旨から当該地区住民によることとされるもの16件(4.7%)、国等の基準により価格が定められているもの13(3.8%)件、その他の理由によるもの66件(19.2%)となっている。

上記区分のうち、①～⑧及び⑪の一部については、2号該当案件として適切な随意契約理由であると考えられるが、⑨業務内容を熟知しているため221件(16.8%)及び⑩過去に同種の業務を受注した実績があるため17件(1.3%)の合計238件(18.1%)については、随意契約ガイドラインにおいても「これらは「性質上(当該業者以外では)履行が不可能である」こと理由にはならないので注意が必要。」として、明確に第2号の随意契約理由として適さないことが示されていることから不適切な随意契約理由であるといえる。

○地方自治法（抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（昭三八法九九・全改、平一四法一五二・平一八法五三・一部改正）

○地方自治法施行令（抜粋）

（昭和二十二年五月三日）

（政令第十六号）

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普

通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をす

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をす

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

（昭三八政三〇六・全改、昭四九政二〇三・昭五七政二四〇・平一二政五五・平一六政三四四・平一八政三一九・平二〇政二五・平二三政二五二・平二三政二九六・平二三政四一〇・平二四政二六・平二五政五・平二五政三一九・平二六政三一三・平二七政四〇・平二七政四一六・平二八政一四一・平三〇政五四・平三〇政二八四・令七政八五・一部改正）

第3節 随意契約

（随意契約によることができる額）

第15条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合の限度額は、次の表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

契約の種類	限度額
1 工事又は製造の請負	2,000,000円
2 財産の買入れ	1,500,000円
3 物件の借入れ	800,000円
4 財産の売払い	500,000円
5 物件の貸付け	300,000円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円

（令7規則52・一部改正）

（随意契約の手続）

第15条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に定めるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

（平20規則4・追加）

（随意契約の予定価格の作成）

第16条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第6条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成し、これを封書としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によろうとするときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

（平28規則47・一部改正）

（随意契約の見積書の徴取）

第17条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人の者からの見積書の徴取で足りるものとする。

- (1) 予定価格が10万円以下であるとき。
- (2) 定期刊行物、継続的購読に係る新聞等を購入するとき。
- (3) 非常災害時において、物品の購入に緊急を要するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約の性質、目的等により、2人以上の者から見積書を徴取する必要がないと市長が認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- (2) 単価契約を締結している物品その他のものを発注するとき。
- (3) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙等を見積書を徴取する必要がないものを購入するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が見積書を徴取することが適当でないとき。

（平19規則47・平28規則47・令5規則91・一部改正）

（起案の特例）

第17条の2 前条第1項第1号に該当する修繕費、消耗品費若しくは食糧費を支出する場合又は同条第2項第2号に該当する場合においては、太田市文書等取扱規則（平成17年太田市規則第15号）第18条の規定にかかわらず、発注伺い（10万円以下の修繕費）（様式第1号）若しくは発注伺い（10万円以下の消耗品費又は食糧費）（様式第2号）又は発注伺い（単価契約用）（様式第3号）により、起案することができるものとする。
（令5規則91・追加）

○太田市特定見積審査契約の公表に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約における、太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号。以下「規則」という。）第15条の2の規定による随意契約（以下「特定見積審査契約」という。）の手續に関し必要な事項を定めるものとする。
（発注見通し及び契約締結予定の公表）

第2条 見積審査特定随意契約の締結を予定している課等の長（以下「事業担当課長」という。）は、当該契約を締結する日の10日（契約担当課長が認めた場合は、5日）前までに、福祉団体等との特定見積審査契約手續に関する公表一覧（別記様式。以下「公表一覧」という。）の契約発注計画を作成し、契約担当課長に提出するものとする。年度の途中において新たに契約を締結しようとするときも、同様とする。

2 契約担当課長は、毎年度、前項の規定により提出された書類に基づいて公表一覧に取りまとめ、規則第15条の2第1号及び第2号の規定により、契約締結までに公表するものとする。

3 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 契約担当課において閲覧に供する方法

(2) 契約担当課のホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法
（契約締結状況の公表）

第3条 事業担当課長は、特定見積審査契約を締結したときは、速やかに公表一覧の契約締結状況を作成し、契約担当課長に提出するものとする。

2 契約担当課長は、前項の規定により提出された書類に基づいて公表一覧に取りまとめ、規則第15条の2第3号の規定により、公表するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（その他）

第4条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

○太田市随意契約ガイドライン（抜粋）

制定日 2003/8/18

改訂日 2024/4/1

施行日 2025/4/1

版数第13版

太田市総務部契約検査課

3 随意契約とは

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して契約締結する方法です。ただし、任意に相手方を選択するといっても、その相手方を決めるには公平かつ合理的な理由が必要となります。

また、太田市では、随意契約を締結する場合には、太田市契約規則第17条において、なるべく2人以上の者から見積書を取ることをなっています。

太田市契約規則第17条（一部抜粋）

契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人の者からの見積書の徴取で足りるものとする。

随意契約には、1者から見積書を徴する「特命随意契約（1者随契）」と複数の者から見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」があります。特命随意契約と競争見積方式による随意契約のいずれかが適用されるのかについては、地方自治法及び同法施行令やその業務内容を基に適正に判断をしなければなりません。

また、競争入札と比較した場合の随意契約の主な特徴は、次の3点です。

- ① 見積書の提出者と必ずしも契約を締結する必要はありません。
- ② 太田市契約規則第16条の規定により随意契約の場合にも予定価格を設けることとなりますが、その性格はあくまでも契約の目安に過ぎず、競争入札の場合のように予定価格の範囲内でなければ契約を締結しないというような必要はありません。
- ③ 必ずしも価格のみに着目して最低価格の者と契約する必要はありません。

以上のとおり、随意契約の場合には、予定価格の範囲内で最低価格が落札価格となる規定が設けられていません。これは、随意契約においては、見積書の提出が契約の申込みにあたり、市が承諾することによって契約が成立することとなるため、必ずしも価格のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされているためです。しかしながら、特別な理由のない限り、不利な者と契約することは妥当ではありませんので、太田市契約規則では、随意契約においても競争性を確保することにより適正な価格で契約することを目的としています。したがって、随意契約においても予定価格の制限の範囲内で最も有利な者を契約相手方として決定することとなっています。

太田市契約規則第16条

随意契約によろうとするときは、あらかじめ第6条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成し、これを封書としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によろうとするときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴して、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積をした者を契約の相手方に決定します。価格の有利性よりも優先される事由による場合は、その内容を具体的に説明できることが必要です。

特に、「特命随意契約（1者随契）」とする場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行った結果、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにするなど、市民に対する説明責任を考慮して実施してください。

4 留意すべき事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約を行おうとするときは、次の点に留意する必要があります。

- ① 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手が良い、という理由だけでは、随意契約の理由とはなりません。
- ② 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付することが原則です。
- ③ 随意契約による契約方法が簡便であるからといって、契約内容を故意に細分化し、予定価格を限度額内に下げるにより随意契約の適用を図るようなことは許されません。

- ④ 客観的に見て随意契約条項に該当しないことが明らかな場合や、当該契約が随意契約に適さないことを承知の上で行った場合、その契約担当職員や契約締結の権限を有する職員は、責任を問われることとなります。

○限定登録業者名簿運用基準

(趣旨)

第1条 本市契約事務では原則、入札参加資格者名簿及び小規模契約希望者登録名簿から業者を選定することになっているが、事務の性質上やむを得ずして競争性がなくかつ名簿未掲載の業者を選定せざるをえない場合がある。そこでこれら限定的に登録が必要な業者の名簿について、適切に管理するため、その運用の基準を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、GCC 財務会計システム（以下「システム」という。）上で限定的に登録が必要な業者（以下「限定登録業者」という。）についてのみ適用する。

(登録できる者)

第3条 登録できる者は、地方自治法施行令第167条の2第2号から第4号までの随意契約理由に該当する案件の事業者でかつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区長会、実行委員会、協議会など公共性を有している団体
- (2) 新聞会社など販売エリアが決まっている業者
- (3) 本市の業務の一部を委託している業者
- (4) 過去に契約のある業者で継続的に取引のある業者
- (5) やむを得ない理由により、入札事務の開始までに入札参加資格者名簿又は小規模契約希望者名簿に登録ができない業者

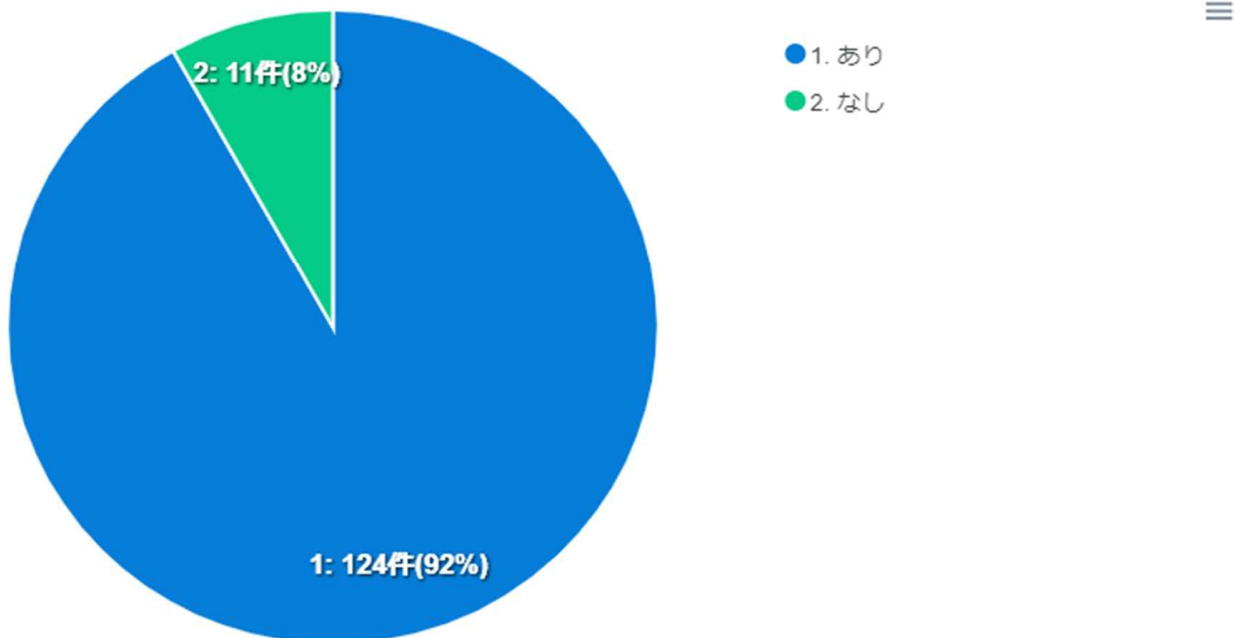
○R7行政監査（随意契約について）に伴う調査表

<p>Q1. 所属する部署名・課名・所属コードを入力してください。 必須</p> <p>○○部・○○課・*****</p> <p style="text-align: right;">0 / 60000</p>																																				
<p>Q2. 回答者の職名・氏名・連絡先を入力してください。 必須</p> <p>主任・○○ ○○・内線***** (内線がない所属は外線を記入してください)</p> <p style="text-align: right;">0 / 60000</p>																																				
<p>Q3. 貴所属において令和6年度に実施した発注案件について、予定価格（税込み）が10万円を超える随意契約案件はありましたか。</p> <p>※ 契約検査課発注案件は除きます。</p> <p>※ 全ての予算科目を対象とします。なお、印刷製本費のみ予定価格（税込み）が5万円を超えるものから対象とします。</p> <p>※ 全ての随意契約適用条文（1～9号）を対象とします。 必須</p> <p style="text-align: right;">X ▶</p>																																				
<p>Q4. Q3で「あり」と回答した場合は、随意契約案件調査票データを添付してください。 必須</p> <p style="text-align: right;">📎</p>																																				
<p>Q5. 随意契約による発注案件に関連して、各質問項目について該当するものを選択してください 必須</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 5%;">そう思う（少）</th> <th style="width: 5%;">そう思う（多）</th> <th style="width: 5%;">そう思わない（少）</th> <th style="width: 5%;">そう思わない（多）</th> <th style="width: 15%;">該当なし（④において前項に該当がない場合に選択してください）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①発注業務全般が複雑でわかりにくいと思いますか</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②発注事務に關するより丁寧な説明、サポートが欲しいと思いますか</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③随意契約理由の適不適についてより詳しく知りたいと思いますか</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④現状1番随契で定期的に発注している案件について、指名競争入札（又は見積合わせ）に変えるのは負担が大きいですか</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑤本年4月1日の随意契約制度経の変更により事務が効率化されたと思いますか</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>		そう思う（少）	そう思う（多）	そう思わない（少）	そう思わない（多）	該当なし（④において前項に該当がない場合に選択してください）	①発注業務全般が複雑でわかりにくいと思いますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②発注事務に關するより丁寧な説明、サポートが欲しいと思いますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③随意契約理由の適不適についてより詳しく知りたいと思いますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④現状1番随契で定期的に発注している案件について、指名競争入札（又は見積合わせ）に変えるのは負担が大きいですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤本年4月1日の随意契約制度経の変更により事務が効率化されたと思いますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	そう思う（少）	そう思う（多）	そう思わない（少）	そう思わない（多）	該当なし（④において前項に該当がない場合に選択してください）																															
①発注業務全般が複雑でわかりにくいと思いますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																															
②発注事務に關するより丁寧な説明、サポートが欲しいと思いますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																															
③随意契約理由の適不適についてより詳しく知りたいと思いますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																															
④現状1番随契で定期的に発注している案件について、指名競争入札（又は見積合わせ）に変えるのは負担が大きいですか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																															
⑤本年4月1日の随意契約制度経の変更により事務が効率化されたと思いますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																															
<p>Q6. 随意契約による発注案件について、今後要望することや具体的に困っていることなどがある場合には記入してください。（自由記入）</p> <p>※ 特にない場合は記入不要です。で空欄のままとしてください。</p>																																				

○R7行政監査（随意契約について）に伴う調査表調査結果（グラフ）

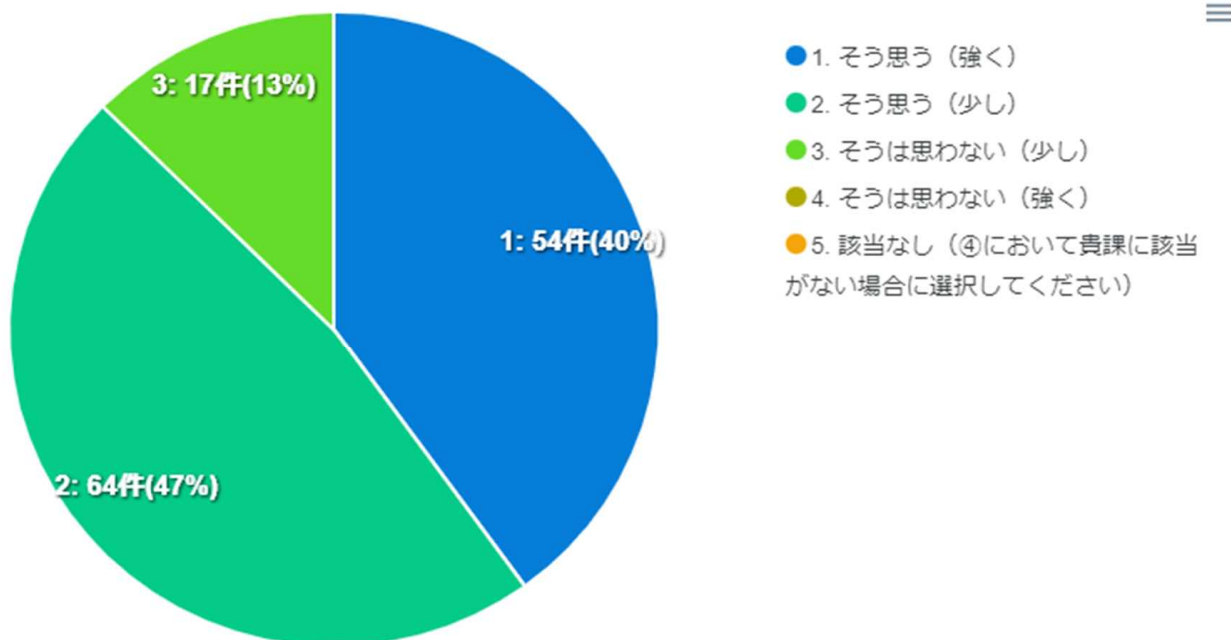
Q3

貴所属において令和6年度に実施した発注案件について、予定価格（税込み）が10万円を超える随意契約案件はありましたか。 ※契約検査課発注案件は除きます。 ※全ての予算科目を対象とします。なお、印刷製本費のみ予定価格（税込み）が5万円を超えるものから対象とします。 ※全ての随意契約適用条文（1～9号）を対象とします。



Q5①

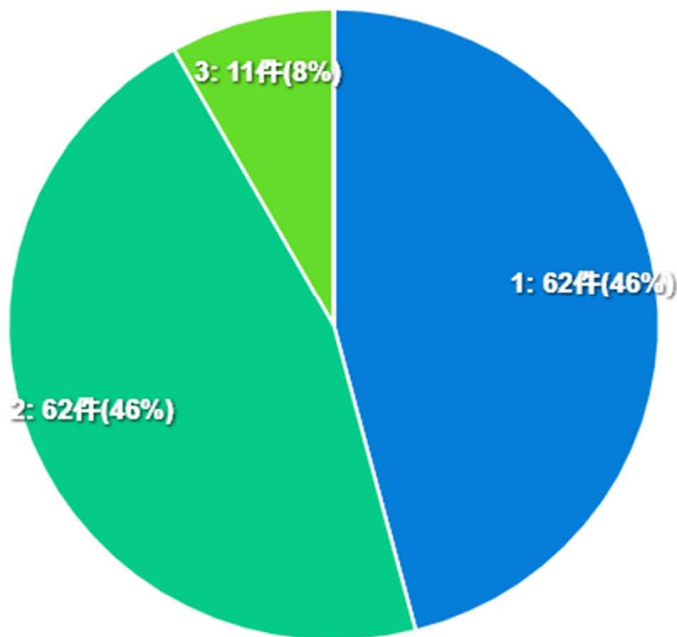
随意契約による発注案件に関連して、各質問項目について該当するものを選択してください ①発注業務全般が複雑で分かりにくいと思いますか



○R7行政監査（随意契約について）に伴う調査表調査結果（グラフ）

Q5②

随意契約による発注案件に関連して、各質問項目について該当するものを選択してください ②発注事務に関するより丁寧な説明、サポートが欲しいと思いませんか

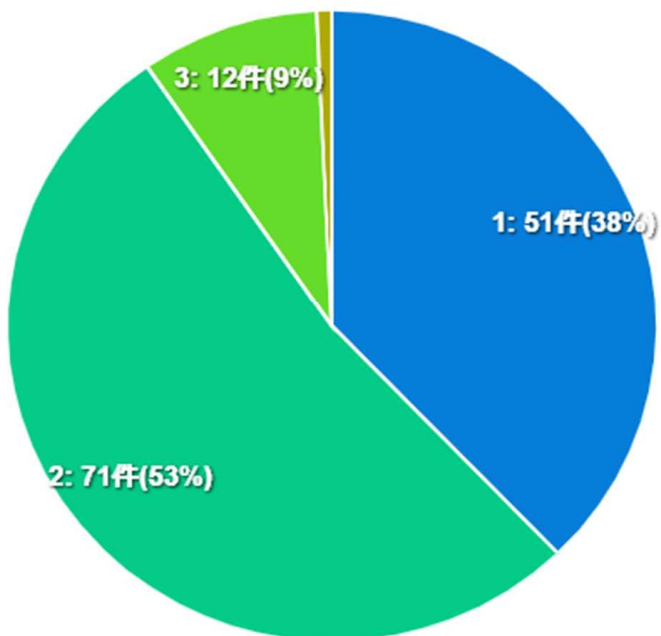


- 1. そう思う（強く）
- 2. そう思う（少し）
- 3. そうは思わない（少し）
- 4. そうは思わない（強く）
- 5. 該当なし（④において貴課に該当がない場合に選択してください）



Q5③

随意契約による発注案件に関連して、各質問項目について該当するものを選択してください ③随意契約理由の適不適についてより詳しく知りたいと思いませんか



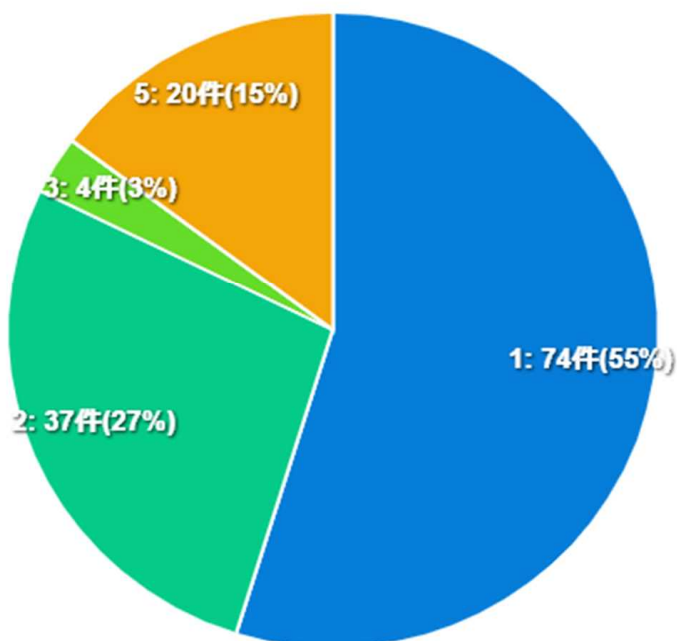
- 1. そう思う（強く）
- 2. そう思う（少し）
- 3. そうは思わない（少し）
- 4. そうは思わない（強く）
- 5. 該当なし（④において貴課に該当がない場合に選択してください）



○R7行政監査（随意契約について）に伴う調査表調査結果（グラフ）

Q5④

随意契約による発注案件に関連して、各質問項目について該当するものを選択してください ④現状1者随契で定期的に発注している案件について、指名競争入札（又は見積合わせ）に変えるのは負担が大きいと思いますか

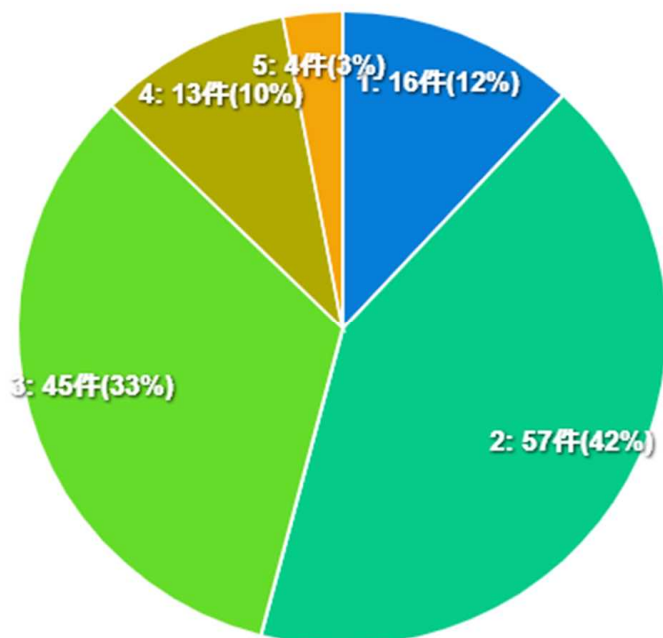


- 1. そう思う（強く）
- 2. そう思う（少し）
- 3. そうは思わない（少し）
- 4. そうは思わない（強く）
- 5. 該当なし（④において貴課に該当がない場合を選択してください）



Q5⑤

随意契約による発注案件に関連して、各質問項目について該当するものを選択してください ⑤本年4月1日の随意契約限度額の変更により事務が効率化されたと思いますか



- 1. そう思う（強く）
- 2. そう思う（少し）
- 3. そうは思わない（少し）
- 4. そうは思わない（強く）
- 5. 該当なし（④において貴課に該当がない場合を選択してください）



Q6 随意契約による発注案件について、今後要望することや具体的に困っていることなどがある場合には記入してください。（自由記入）

※特になければ記入不要ですので空欄のままとしてください。

- ・契約事務全般に関する知識が不足しており、手引き等から学習することや事務同士での確認において、すぐに理解ができず苦勞することが多いです。個人的な能力も原因ではありますが、初心者向けの研修の機会を学校事務にも与えていただけるとありがたいと感じます。
- ・契約事務に関して、全体的に誤りが多い。契約事務に特化した研修の開催を希望します。
- ・当調査のような契約システムで入力した案件の報告に関しては、システムで抽出ができるようにしてもらいたい。
- ・昨年度から財務会計システムでの入力作業となったが、各項目の日付が行ったり来たりするため入力時の理解が困難である。どなたがこのシステム（というか入力の順番を設定したのか…）疑問に感じながら1年半が過ぎた。時系列で入力できるよう、システムの改良をしていただくことを強くお願いしたい。
- ・学校は各校の事情に応じて、多様な児童生徒や保護者のニーズに対し、柔軟かつ瞬発的な対応が必要になる場面が少なくない。そのため庁舎内各課および他の行政施設と同様の契約・発注業務を遂行するには、率直に言って限界を感じることもしばしばである。また学校では県費職員が市会計事務を担っているため、各々が日々の業務の中で試行錯誤しながら市会計事務を遂行しており、疲弊している。経験年数にかかわらず、複雑な市会計事務について説明やサポートを受ける機会を設けてほしいと感じる。
- ・少額（設計金額 100,000 円～200,000 円程度）契約について、金額を理由に随意契約で実施しているものがあるが、指名競争入札で実施することはできないのか。法的な理由でできないのであれば仕方ないが、可能ということであれば「OK」の旨の周知を図っていただきたい。
- ・現在のマニュアルも素晴らしいですが、全部署向けのマニュアルであるため、手続きを進めていくうえで詳細が不明な個所が出てくる場合があります。ですが契約全般についての規定やマニュアルを各課の実情に合わせて細かくすると、今度はわかりにくくなってしまおうと思いますので、各担当課で担当課の実情に合わせたマニュアル等を作成する必要があると思います（よく購入する物品がある、毎年発注する案件がある等があると思うので）。ただし、「マニュアルに書かれたとおりにやればよい」となってしまおうと規定に変更があった際に対応できなくなってしまうので、「なぜこういう方法をとっているのか」「なぜこの書類が必要なのか」「どこに書かれた規定に基づいているのか」といったことがわかるようなものを作成する必要があると思います。なお Q5 の⑤については、回答者が今年度から契約をするようになったので何とも言えないというのが正確なところでは。
- ・障がい福祉の分野であると、競争できる業者があまりなく、随意契約のほうが効率的に事務が進むケースが多々ある。
- ・新システムが稼働してから最初のみ説明会が開催されたが、それ以降に行われていない（学

校宛に通知が来ていないか気がついていないだけかもしれませんが) ため、他市町村からの異動者に説明がないため業務に大いに支障をきたす。エクセル様式から大きく煩雑化したためほかの学校から事務職員が手助けに行こうにも距離や時間を考えると業務的に難しい(県の仕事と市の仕事両方を担当しているため)。また、太田で勤務をしている職員も最初の説明のみでしっかり理解できているかというところがある。業務に理解を深めるために定期的に説明会等を開催してほしい。

- 随意契約限度額が変更になったことによって、契約対象が変わってきている。趣旨は理解できるが、契約内容によっては小規模登録業者の対応が困難なものもある(市との契約を過去に行ったことがないため、見積書の作成など逆に手間が増えてしまい、人件費分赤字になるとの訴えも散見している)。単純に金額で線を引くと厳しい部分もあると感じる。
- システム入力している際、セッションアウトになってしまうと、最初からやり直すため、改善してほしい。セッションアウトになった時点でメッセージが出るとか、入力できないようにするとか。随意契約についての研修会を開催してほしい。
- 業者契約管理システムを改善してほしい。
入札・契約方法の確認のフローや随意契約限度額が入力時に画面で確認できるようにしてほしい。実施伺い附表の入力と内容確認が容易になるようにしてほしい。学校へシステムによる書類作成を求めるならば、担当(監督員)を見え消しによる修正をしなくてもよいようにしてほしい。
- 伺い作成のシステム入力の際、一連の関係様式が全て作成できるようになるとよいと思う。
- 複雑で分かりにくい。より詳しく分かりやすい説明が必要だと思います。サポート体制も不十分だと思います。
- 難しいとは思いますが、定年延長等できた職員の方は契約事務から長期間離れている人も多く、そのような方々でもスムーズに業務が進められるような仕組みやシステムUIであることが望ましいと思います。
- システム入力が複雑かつ煩雑で事務処理に時間がかかる。
- 的外れなことかもしれませんが、市外から異動してきてわからないことだらけの中、処理をしなければならず、職場内には教えてもらえる人や操作について相談できる人がいないためとても戸惑いました。近隣の事務職員の方頼みでした。学校は特殊な状況にあると思います。
- 発注伺いから、2日後に現場説明の日にしたが、財務システムで、「発注の日と同日でないが、いいですか」と表示がでた。業者の都合や指名通知したすぐその日に現場説明は逆に、現実的でないと思い、2日後にしたのであるが、表示が出たので、同日にしてしまった。契約事務の手引きで確認したが、特に発注伺いから、現場説明までの期日については記載がないので、困ってしまった。その他、同様にこの種類のことが多くて、とても困っている。太田市役所に数年勤務している方にとっては、何でもないことかもしれないが、1つ1つのことに確認や対応に本当に苦労している。
- 契約事務全般についてきちんと理解できていない部分が多く、さらに財務システムの入力がわかりづらく煩雑な事務処理となってしまっている。学校では財務システムだけでは発注伺一式が作成できず、エクセルファイルが別に必要だったり、学校事務職員の氏名が表

示できなかつたりなどの不都合があるため、財務システムを改修していただくか、以前のようにエクセルファイルのみで作成できるようにしていただきたい。

- 学校における会計業務は、より複雑かつ範囲が広いため、契約関係につきましても、非常に複雑かつ不明瞭な部分もあります。なぜそれがそうなったのか分からないまま指示に従わなければいけない場面があり、困惑しております。
 - 財務会計システムでの入力、単方向かつ、実際の様式に則った順番でなく、文章という形なので非常に見づらく使いにくい。特に修正等が生じた際は取消取消を繰り返さないと該当箇所までいかないため、読込時間などで時間をとられてしまう。Excel形式の方が作成等がしやすかったため、システム上で似た形にできないか、または以前の形式に戻してほしい。
 - 伺い作成システムをもう少し使いやすいものに変更していただきたい。あまりにも、時間と手間がかかりすぎる。
 - 発注伺いが使用できる10万円以下の案件について、修繕費・消耗品費・食糧費以外も可能になれば、業務効率化になると思います。具体的には、医薬材料費（医薬品購入費）、手数料（ピアノ調律代）など。
 - メガソーラー関係について随意契約するにあたり、受託できる入札参加資格を有する事業者が少なく、群馬県全体で事業者を調査するなどするため、事務が煩雑になり大変で困っている。
 - 随意契約に関して、システムに入力することが多くなり以前より財務にかかわる時間が増えました。それだけ複雑になっているのだと感じます。また、今年度4月に新たに太田市へ転入した事務職員への財務処理説明会はありませんでした。今後説明会を実施しないのであれば、せめて契約事務の手引きの抜粋のようなマニュアルを作成していただけないでしょうか。学校は限られた契約になるかと思われまのでご検討のほどよろしく申し上げます。
 - 学校の事務担当は太田市の職員ではないため、市の会計業務や契約業務についてのノウハウがありません。また所管している教育委員会でも研修の機会が設けられていないため、市外から人事異動してくる事務担当は過去の文書を参考に手探り状態で業務を進めている現状です。そのため、契約業務や予算執行に遅延が発生しております。もし契約業務や予算執行などの研修を市長部局で行う機会があれば、学校の事務担当も受講できるように御検討いただけると幸いです。
 - 随意契約に限ったことではありませんが、現行の契約事務及び会計事務については、例外規定が多く事務が複雑化していると感じます。
 - 学校では随意契約業務を定期的に行う必要があるが、非常に煩雑と感じており、例えば起案日から契約予定日にわたる日程決めが難解と感じています。契約の手引きを定時確認し業務を行うべきであるとは理解していますが、多岐にわたる学校事務の中で百数十ページに及ぶ手引きを引き、門外漢である契約業務を誤りがないように契約を締結することは非常に困難です。
- また、財務会計システムにおいても、担当者入力が学校単位の入力しかできません。（都度氏名ゴム印で対応しています。）

また、修正するにあたり、「契約締結決定」「入札・見積結果」等の一度入力した箇所を削除してからでないと、「予定価格」等の最初の入力にアクセスできなくなることも、修正に時間がかかり大変です。（修正箇所が多くなってしまったため、特に感じます。）

- ・学校関係は随意契約で発注している案件がほとんどです。そのため、こちらの業務を指名競争入札に変更されると、事務処理の時間があきらかに不足します。また、現在のシステムになり、エクセルとシステムの併用が混在している状況かつ、以前開催されていた説明会がないため、新規で太田に来た事務職員は財務処理に莫大な時間をとられている現状です。

上記のような点から今後の要望としては、随意契約上の併用作成における簡易化をしてほしい点とシステムの使用法の説明会を復活してほしい2点です。

- ・主に小中学校の会計事務を担当している学校事務職員は県費の職員のため、太田市の会計事務に関して研修等を受ける機会がなく、詳しくありません。異動によって市外から転入してきた職員は、会計システムの使用法から契約業務まで、ほとんどサポートのない状態で年度初めの会計業務を行う必要があるのが現状です。実務に沿った業務フロー等、市職員以外の職員が業務をこなすことができるような説明やサポート、研修機会をいただくと幸いです。

随意契約案件調査票

No.	① 履行名称	② 契約の種類	③ 予定価格 (税込み)	④ 契約金額 (税込み)	⑤ 落札率	⑥ 議決案件の 該当	⑦ 予算科目等		⑧ 履行期間		⑨ 見合わせ 事業者数
							節	説明	(自)	(至)	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

随意契約案件調査票

No.	⑩-1 契約の相手方	⑩-2 相手方の業務形態	⑩-3 ⑩-2でその他を選んだ 場合は記入	⑪ 業者登録種別	⑫-1 随意契約 適用号数	⑫-2 ⑫-1が1※、2、5～9号の場合、その随意契約理由(実施同い附表から転記す る。なお、1号の場合は業者選定理由に読み替える。)※1者見積(2、5～9号の適用を兼ねるもの)の場合	⑫-3 ⑫-2のうち、1※、2号の随意契約理由について該当する内容を選択。な お、1号の場合は業者選定理由に読み替える。 ※1者見積(2号の適用を兼ねるもの)の場合
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

随意契約案件調査票

No.	⑬-1 設計金額積算根拠	⑬-2 ⑬-1がその他の場合は記入	⑬-3 ⑬-1が参考見積書 の場合、参考見積 書取扱業者数	⑭ 長期継続契約 案件の該当	⑮-1 毎年度（長期継続案件の場合は定期的に） 発注案件の該当 ※完全同一でなくとも内容から同様だと判断 されるものは該当扱いとすること	⑮-2 ⑮-1が該当かつ⑮-1の相手方との契約が継続し ている場合にはその年数 ※正確な年数が不明な場合は凡その年数	⑮-3 ⑮-1が1号(2号)の通用を兼ねるもの)又は2号でかつ ⑮-2が複数年の場合、複数業者による見直し等や 指名競争入札への変更検討の有無	⑯ 変更契約の有無(複 数回変更している場 合はその回数)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

随意契約案件調査票

No.	⑥が有の場合、その変更契約理由(変更回)附表 等から転記) ※1回目変更	⑦-2回左 ※2回目変更	⑦-3回左 ※3回目変更	⑦-4回左 ※4回目変更	⑦-5回左 ※5回目変更(6回以上変更契約を行っている場合、以降の理由記入は不要)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					